



PPHの審査に関する補助的措置(TW-SUPA)のご案内

台湾知的財産局は、2011年9月1日、2012年5月1日にてそれぞれ米国特許庁(USPTO)、日本特許庁(簡稱JPO)と特許審査高速道路プログラム(Patent Prosecution Highway, 以下、「PPH」と略称する)を協定しています。

その後、外国特許庁が我が国の審査結果の運用を一層向上させるため、台湾知的財産局は、PPHの審査に関する補助的措置(TW-Support Using the PPH Agreement、以下、「TW-SUPA」と略称する)を新設し、それを2012年3月1日から試行するとします。また、試行期間は、同年9月1日から1年間延長されています。

TW-SUPA補助的措置によりますと、出願案における第1庁(OFF)が必ず台湾知的財産局でなければなりません。第1庁(OFF)が台湾知的財産局である場合は、出願人は、TW-SUPA補助的措置の利用を申請することができます。そして、当該出願人は、前記の特許審査ハイウェイ(PPH)に基づいて、第2庁(OSF)をPPHの利用に申請することで、OFFのサーチ及び審査結果を参照し、OSFの対応出願を早期に審査をすることが可能になります。

以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしましたが、お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の何(lewis@lewisdavis.com.tw)までお問い合わせください。